○総務省令第八十八号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和二年政令第二百八十二号）の施行に伴い、並びに公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二百七十二条及び公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第百四十五条の規定に基づき、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年九月十六日

総務大臣　高市　早苗

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令

公職選挙法施行規則（昭和二十五年総理府令第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の届出書等の様式） **第十二条の七**　法第八十六条の四第一項又は第二項の文書及び当該文書の添付文書は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める様式に準じて作成しなければならない。 ［一～四　略］ 五　令第八十九条第二項第二号の承諾書　別記第十六号様式の十二 ２　令第八十九条第二項第二号の証明書は、別記第十六号様式の十三に準じて調製しなければならない。 ［３　略］ **別記** **第十六号様式の六**（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者となることができない者でない旨の宣誓書の様式）（第十二条関係） 宣　誓　書 私は、公職選挙法第八十六条の八（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第一項、第八十七条（重複立候補等の禁止）第一項若しくは第二項、第八十七条の二（衆議院小選挙区選出議員又は参議院選挙区選出議員たることを辞した者等の立候補制限）、第二百五十一条の二（総括主宰者、出納責任者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）又は第二百五十一条の三（組織的選挙運動管理者等の選挙犯罪による公職の候補者等であつた者の当選無効及び立候補の禁止）の規定により何年何月何日執行の何選挙の何選挙区において候補者となることができない者でないことを誓います。 何年何月何日 都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地 氏　名　印 **第十七号様式の七**（衆議院比例代表選出議員の選挙において候補者となることができない者でない旨の宣誓書の様式）（第十二条の三関係） 宣　誓　書 私は、公職選挙法第86条の８（被選挙権のない者等の立候補の禁止）第１項又は第87条（重複立候補等の禁止）第１項若しくは第４項の規定により何年何月何日執行の何選挙の何選挙区において候補者となることができない者でないことを誓います。 何年何月何日 都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地 氏　名　印	（衆議院議員又は参議院比例代表選出議員の選挙以外の選挙における候補者の届出書等の様式） **第十二条の七**　［同上］ ［一～四　同上］ 五　令第八十九条第二項第二号イ及びロの承諾書　別記第十六号様式の十二 ２　令第八十九条第二項第二号イ及びロの証明書は、別記第十六号様式の十三に準じて調製しなければならない。 ［３　同上］ **別記** **第十六号様式の六**（衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者となることができない者でない旨の宣誓書の様式）（第十二条関係） 宣　誓　書 私は、公職選挙法第八十六条の八第一項、第八十七条第一項若しくは第二項、第八十七条の二、第二百五十一条の二又は第二百五十一条の三の規定により何年何月何日執行の何選挙の何選挙区において候補者となることができない者でないことを誓います。 何年何月何日 都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地 氏　名　印 **第十七号様式の七**（衆議院比例代表選出議員の選挙において候補者となることができない者でない旨の宣誓書の様式）（第十二条の三関係） 宣　誓　書 私は、公職選挙法第86条の８第１項又は第87条第１項若しくは第４項の規定により何年何月何日執行の何選挙の何選挙区において候補者となることができない者でないことを誓います。 何年何月何日 都（何道府県）何郡（市）何町（村）字何（町）何番地 氏　名　印